# 新型コロナウイルス感染症対策

# 市が独自に取り組む

# 支援策などについて お知らせします~

市は、市民の健康・生命をと連携を密に、感染防止対策と連携を密に、感染防止対策に万全を期すとともに、市内経済活動および市民生活の安定・維持に資するよう、経済で・維持に資するよう、経済で継続して必要な支援に取り組みます。また、万一感染り組みます。また、万一感染り組みます。また、万一感染 ほか、 5 行政サービスを提供できるよ ※本号6 迅速化を図っていきます。 を新設し、感染症対策の強化・ が拡大した場合でも、 今後の情勢の変化等により 月28日時点のものであり、 せする支援策の内容は、 業務継続計 5月1日付で専門部署 ~8ページでお知ら 画を策定した 必要な

変更となる場合があります。

# 大船渡市の支援策

### 中小企業事業継続 支援金(新規)

を有する事業者(個人・法

 $\nabla$ >条件=新型コロナウイルス運転代行業を営む事業者。 で消業、飲食店、旅行業、 (乗合バス、 高が前年同月と比較して減 タクシ 5月のいずれか1月の売上 が減少していること (3~ 感染症の影響により売上高 で、 道路旅客運送 貸切バスなど)、 タクシー 福祉 業

 $\nabla$ 申請期間=5月11日(月)~ 少していること)。

6月30日(火)まで

 $\nabla$ ンロード を市ホームページからダウ 観点から、 申請方法=感染予防対策の 原則、 添付書類と併 申請様式

課(☎内線109、11 申請・問い合わせ先=商工 補助額=30万円(1回限り)

### 活動支援補助金(新規) 飲食業等業務継続

 $\nabla$ 対象

①店舗で飲食を提供する事業 者(個人·法人)

> ②複数の①の事業者で構成す  $\nabla$ \* 数減少に伴い、宅配やテイ感染症の影響による来店者 組むための広告費用など クアウトなどに新たに取り 条件=新型コロ **利型コロナウイルスロまで遡及して適用**

 $\nabla$ ▽申請期間=5月11日(月)~ 6 月 30日(火)まで

観点から、 せ郵送。 ・申請方法=感染予防対策の を市ホームページからダウ ンロードし、 原則、 申請様式

▽補助額= 事業費の10分の10以内) 上限20万円(対象

 $\nabla$ 課(☎内線109・11 申請・問い合わせ先=商工

### 大船渡市生活支援臨時 給付金(新規)

対象= 貸付決定を受けた世帯 緊急小口資金(特例貸付)の 会が実施する生活福祉資金

貸付申請したものに限る。

の額(1世帯1回限り)

 $\nabla$ 

添付書類と併

※大船渡市社会福祉協議会に 岩手県社会福祉協議

▽支給額=貸付決定額の2割

▽申請期限=国の特別定額給る金融機関口座へ振り込みる金融機関口座へ振り込み

>提出書類=申請書、岩 送または窓口で申請 付決定を受けた後、市 付金の申請期限まで

決定通知書の写し 社会福祉協議会交付の貸付

福祉課(☎内線185)

程度の状況にある者で、住で減少し、離職や廃業と同が個人の責によらない理由 失う恐れのある者。 居を失った者または住居を

・3~5人世帯=40, ・2人世帯=37, 0円 0 0 0

問い合 わ

 $\nabla$ 

付決定を受けた後、市に郵急小口資金(特例貸付)の貸▽申請方法=生活福祉資金緊

 $\nabla$ 

問い合わせ先

の上、申請してください。渡市社会福祉協議会に相;

(6)

地域福祉課(☎内線1

申請・問い合わせ先=地域

※収入や資産などの要件あり

## 支給上限額(月額)

対象=離職や自営業の廃止 住居確保給付金

岩手県

または給与などを得る機会

※セーフティネッ

ト保証1

4号および6号、

い、さらに 特別小口

※うち市が1・5%を負担

超)

年以内)、年2・9%(3年 融資利率=年2・7% (3

せください。

いる市内中小企業者(NPO到来済の市税などを完納して

保証協会対象業種で、

納期

中小企業資金融資

法人含む)が対象となります。

融資限度額=3,750万

1,250万円(開業資金)、円(運転資金、設備資金)、

250万円(開業資金)

0・1%割引 資金適用の場合、

# 1人世帯=31

貸付期間=7年以内(運転 保証料=原則全額補給

資金)、10年以内(設備資

※6人世帯以上につ いては、

保証人=

取扱金融機関の所

金

※本制度を利用する場合、 問い合わせ先=商工課 前に金融機関に相談くださ 定の条件による

▽申請先・方法=事前に大船
▽支給方法=住宅の貸主など
※最長9カ月まで延長可能 **支給期間**=原則3カ月

(四内線1

 $\bar{0}$ 

▽**支給額**=1企業当たりの上費の一部を助成。 器の導入・運用や就業規則な器の導入・運用や就業規則な に対し、テレワー2規で導入する中小4 中小企業事業主

分 の 1) 限額100万円 (補助率2

■働き方改革推進支援助成金

小企業事業主に対し、就業規向けた環境整備に取り組む中 理用機器等の導入・更新など則などの作成・変更や労務管 対策として休暇の取得促進に 新型コロナウイルス感染症 就業規

▽問い合わせ先= 9-604-3010) 雇用環境·均等室(☎0 限額50万円(補助率4分の 岩手労働局

国の支援制度に

ういての詳細は市ホームページを

(新型コロナウイルス感染■働き方改革推進支援助成金

のテ

レワ

コース) 症対策のため

対策としてテ

ワ

クを新

(7) 広報大船渡 令和2年5月8日号(No. 1174)

納税が困難な人に

設で消毒作業が行われたこ とにより、 場合=感染者が発生した施 備品や棚卸資産

場合、 り著しい損失を受けた場合 利益の減少などによ

該当しない人であっても、右記の徴収の猶予のケース 換価の猶予につ いて

よる換価(財産を売却処分す納付できない場合は、申請に影響により、地方税を一時に新型コロナウイルス感染症の すので、 ること) に該当り ▽問い合わせ先=税務課収納 相談ください の猶予制度があり

# 対する猶予制度

## 徴収の猶予について

下のケースに該当した人は、 た場合のほか、新型コロナウ に家族を含む納税者がり患 新型コロナウイ - ルス感染症

▽財産に著しい損失が生じた ▽本人または生計を同じにす 地方税の猶予制度があります。 イルス感染症の影響により以 る家族が感染した場合

■対象となる水道料金など

を廃棄した場合など

▽事業を廃止または休止した

■申請による

ス

### 支払期限延長につい 水道料金などの

7

より支払期限を延長します。 限までに困難な人は、 排水施設使用料の支払いが期 の影響により収入が減少した 下水道使用料、 感染の疑いにより水道料 型コロナウイ ルス感染症 漁業集落 以下に

します。 月5日までのものについて、支払期限が5月5日から7 7月31日まで支払期限を延長

※個人、 象です。 事業所全ての人が対

■受付方法

場合があります 認できる書類を提出いただく なお、必要に応じて状況を確 電話により申し出ください

申し出/問い合わせ先 水道事業所

(☆内線174 · 2 0 5)

### 納付相談受付について 市営住宅等使用料の

により、市営住宅等使用料のの影響で収入が減少するなど 新型コロナウイルス感染症

ています。 ては、個別に相談を受け付け 納付が困難になった人につい

 $\nabla$ 

▽問い合わせ先= (四内線327、328) 住宅公園課

▽**危機関連保証**=新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高などが急減する中小企業・小規模事業者において、一般保証およびセーフティネット保証とはという。

### 国の支援制度

利用する場合、事前に金融機が必要となります。本制度を制度です。事前に市長の認定の保証の対象とする資金繰り 関に相談ください (最大2億8千万円)とは別枠 いる中小企業者を、 経営の安定に支障が生じて 一般保証

 $\nabla$ 

問い合わせ先=岩手県信用

保証協会大船渡支所

(**5**) 1 2 2 4)

の場合)

度同月比15%以上減少など

%を保証。(売上高が前年 万円)で借入債務の100

▽セーフティネット保証4号 大2億8千万円)で借入債響が生じている地域につい由により、幅広い業種で影由により、幅広い業種で影 高が前年同月比2%以上減務の100%を保証(売上 少などの場合)

向を行い、

業主が、

動

雇用調整助成金

万円、4号と同枠)で借入いる業種について、一般保いる業種について、一般保いる業種について、一般保証とは別枠(最大2億8千円のでは、 債務の80%を保証(売上高 などの場合)が前年同月比5%以上減少

 $\nabla$ 

問い合わせ先=

大船渡公共

職業安定所(四274

 $\stackrel{-}{\overset{6}{5}}$ 

 $\nabla$ 

·支給額=:

日当たり

の上限額8, 対象労働者

3

人 1

3

0円

賃金などのうち一定割合を助

を図った場合に、

休業手当、

(職場意識改善特例コース)

向を行い、労働者の雇用維持的に休業、教育訓練または出業主が、労働者に対して一時動の縮小を余儀なくされた事動の縮小をのではいる。 ▽支給額= に係る経費の一部を助成。 1企業当たりの